

# ▶令和6年1月以降に電子車検証が交付された軽自動車について 軽自動車税申告（報告）をされるみなさまへ



軽自動車税申告手続きの際には、「電子車検証原本」と「自動車検査証記録事項」をご提示ください。

電子車検証原本

+

自動車検査証記録事項

※自動車検査証記録事項のご提示がない場合、窓口で電子車検証をICカードリーダーで読み取って内容を確認することとなるため、申告手続きに時間を要します。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年1月4日より、軽自動車も従来の紙の自動車検査証(車検証)から電子車検証に順次切り替わります。電子車検証券面の記載内容は最小限となり、当面の間は、従来の車検証と同程度の内容が記載された「自動車検査証記録事項」が発行されます。

電子車検証が交付された方は、軽自動車税申告の際には、内容確認のため、「電子車検証原本」のほか、「自動車検査証記録事項」が必要となりますので、併せてお持ちください。

なお、自動車検査証記録事項を紛失した場合は、ご自身で車検証閲覧アプリより自動車検査証記録事項を出力し印刷してください。

**京都地方税機構 自動車関係税申告受付センター**  
 京都市伏見区竹田向代町 51-7  
 電話番号：075-693-8455